

主な更新情報は以下のとおりです。

●水銀廃棄物に関する規制の施行

環境省報道発表資料：平成 29 年 6 月 9 日：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布（水銀関係）について：<http://www.env.go.jp/press/104151.html>

●産業廃棄物の排出処理状況

環境省報道発表資料：平成 31 年 1 月 10 日：産業廃棄物の排出処理状況等（平成 28 年度実績）について：

<http://www.env.go.jp/press/106338.html>

●産業廃棄物の不法投棄の状況

環境省報道発表資料：平成 31 年 1 月 11 日：産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 29 年度）について：

<http://www.env.go.jp/press/106291.html>

●平成 29 年改正廃棄物処理法の施行

環境省ホームページ：平成 29 年改正廃棄物処理法について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/index.html>

●処理施設の設置、処理業の許可等の状況

環境省報道発表資料：平成 31 年 4 月 15 日：産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成 28 年度実績）について

<https://www.env.go.jp/press/106676.html>

更新情報と図書の該当箇所(一部抜粋)は以下のとおりです。

●水銀廃棄物に関する規制の施行

- ・ 33p:コラム：水俣条約の発効：平成 29 年 8 月 16 日

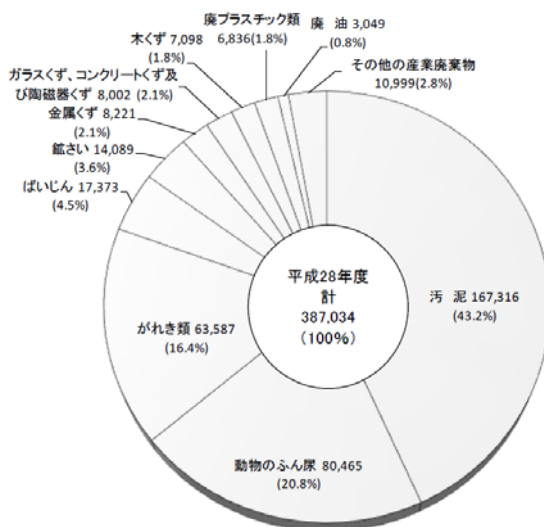
水銀廃棄物に関する政省令の改正—公布：平成 29 年 6 月 9 日、施行：平成 29 年 10 月 1 日

- ・ 18p:(2)委託契約書に必要な法定記載事項(施行:平成 29 年 10 月 1 日)

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨

●産業廃棄物の排出処理状況

- ・ 6p: 図2-4 産業廃棄物の種類別排出量 (平成28年度)



●産業廃棄物の不法投棄の状況

- ・ 38p: 図6-2 不法投棄件数の種類別構成 (平成29年度)

●平成 29 年改正廃棄物処理法の施行

- ・ 14p: 産業廃棄物管理票の虚偽記載等違反・・・1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金(平成 30 年 4 月 1 日施行)

- ・ 22p: 電子マニフェストの義務づけ・・・特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業所(平成 32 年 4 月 1 日施行)

※ 他の改正内容:有害使用済機器の保管に際しての届出の義務づけ(平成 30 年 4 月 1 日施行)

●処理施設の設置、処理業の許可等の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

- ・ 1p: 産業廃棄物処理業の許可件数:収集運搬業 210,567 件、処分業 14,012 件

- ・ 11p: 産業廃棄物処理施設の設置許可件数:中間処理施設 19,018 件、最終処分場 1,783 件

- ・ 11p: 産業廃棄物最終処分場の残余年数:17.0 年